## 通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第1項及び労働関係調整法施行令第10条の4第1項の規定に基づいて、日本エアコミューター乗員組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同令同条第4項の規定に基づいてお知らせします。

- 1 開始日令和7年11月28日以降
- 2 場所

上記組合の組合員が従事する日本エアコミューター株式会社の全職場 (別記の府県)

3 要求事項 勤務環境改善等

令和7年11月27日

厚生労働大臣 上野 賢一郎

別 記

大 阪 府 兵 庫 県 島 根 県

愛媛県 福岡県 鹿児島県

沖 縄 県